都市計画市素案説明会

綱島東一丁目地区における 都市計画変更について

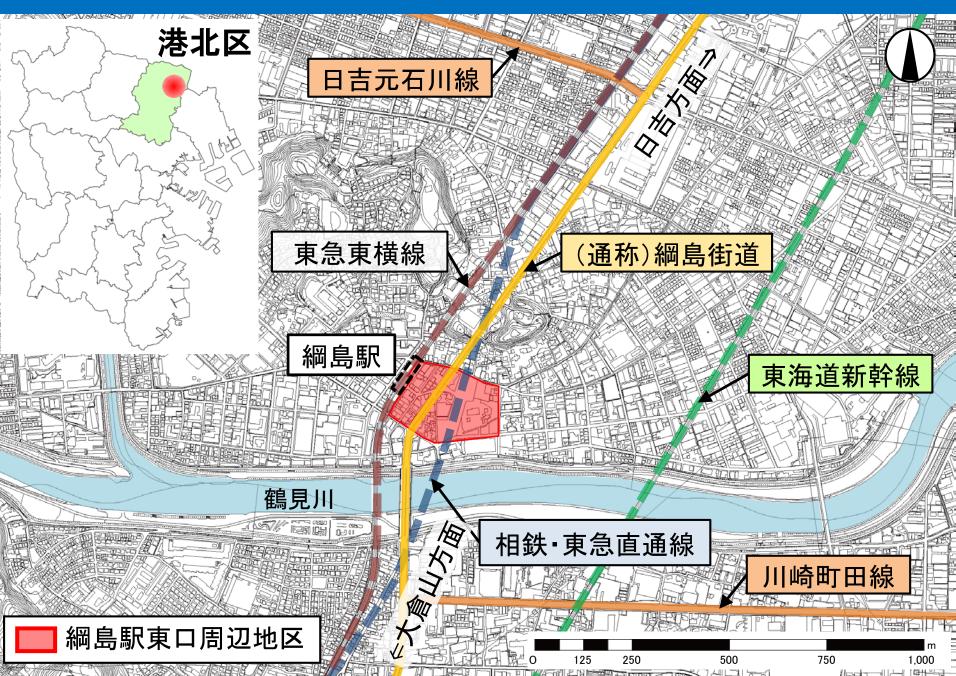
令和元年6月14日 横浜市

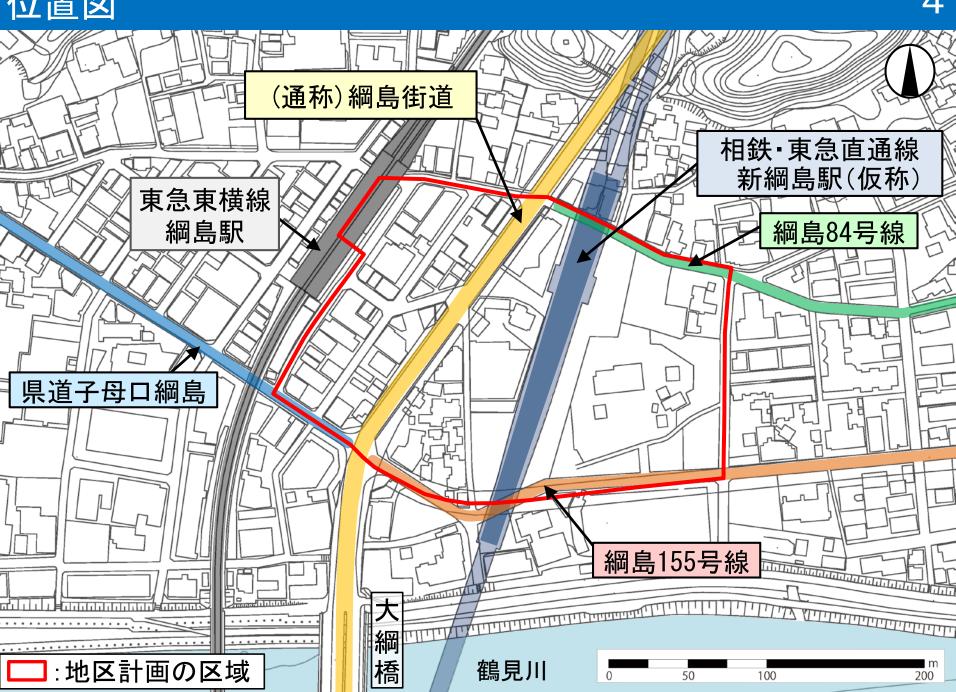
説明内容

- 1 地区の現状と位置付け
- 2 まちづくりの経緯
- 3 都市計画市素案の概要
- 4 今後の都市計画手続

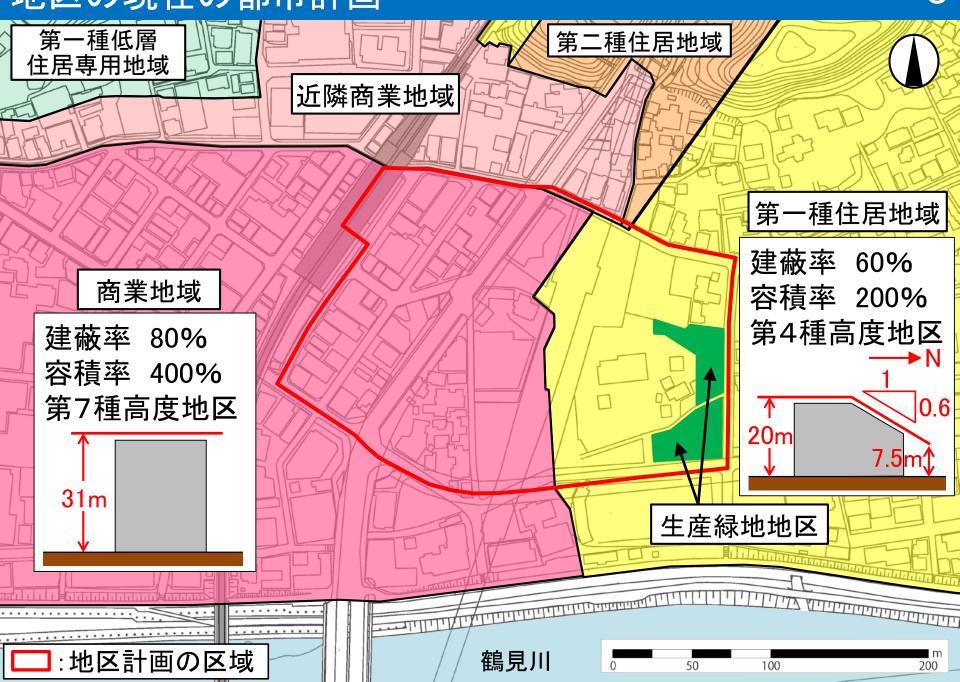
1 地区の現状と位置付け

広域図





地区の現在の都市計画



地区の現在の都市計画



地区の現況



地区の現況



都市再開発の方針

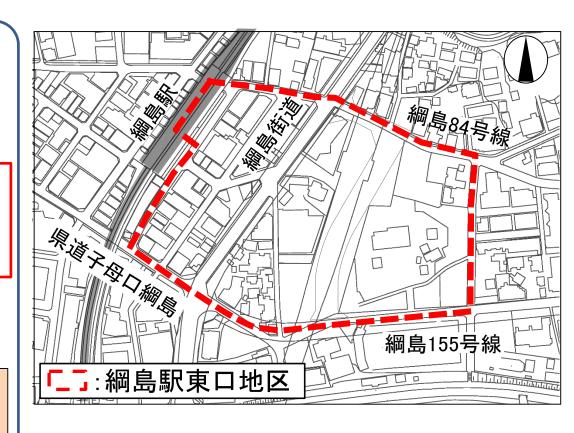
―都市再開発の方針―

綱島駅東口地区

特に一体的かつ総合的に 市街地の再開発を促進 すべき相当規模の地区



拠点にふさわしいターミナル 機能の強化と都市基盤施設の 改善を図るとともに、土地の 高度利用により、商業・業務 施設、公共公益施設、都市型 住宅等の整備を図る。



地域別まちづくり方針 ≪綱島地域≫

新駅の整備を契機として

- バスやタクシーの乗降場の再編
- ・ 駐輪場の整備
- 都市計画道路等の整備と歩行者空間の確保
- 駅前にふさわしい土地利用の誘導



等が共存する地域

2 まちづくりの経緯

H24.10 相鉄·東急直通線※ 都市計画決定

※東急新横浜線の都市計画上の名称

H26.5 綱島駅東口周辺の街づくり体制の再編

H28.9 地区計画、土地区画整理事業、第一種 市街地再開発事業等 都市計画決定·変更

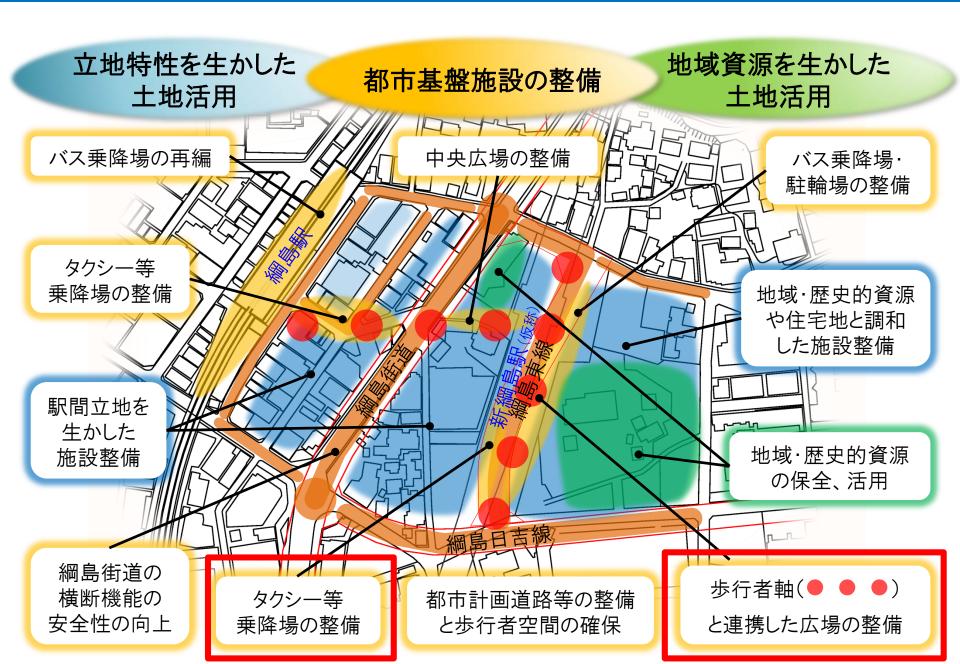
H29.2 土地区画整理事業 事業計画決定

『綱島駅東口周辺のまちづくりの土地利用方針』

都市計画市素案の策定

R4年度下期 新駅開業(予定)

綱島駅東口周辺のまちづくりの土地利用方針





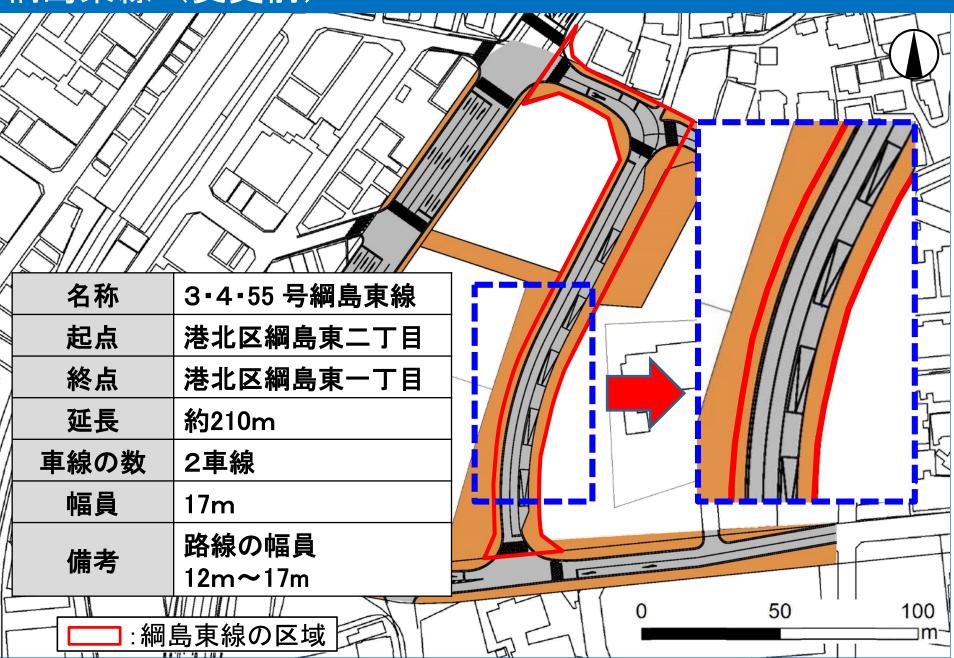
※建物及び公共空間のデザイン等は、今後変更の可能性があります。

3 都市計画市素案の概要

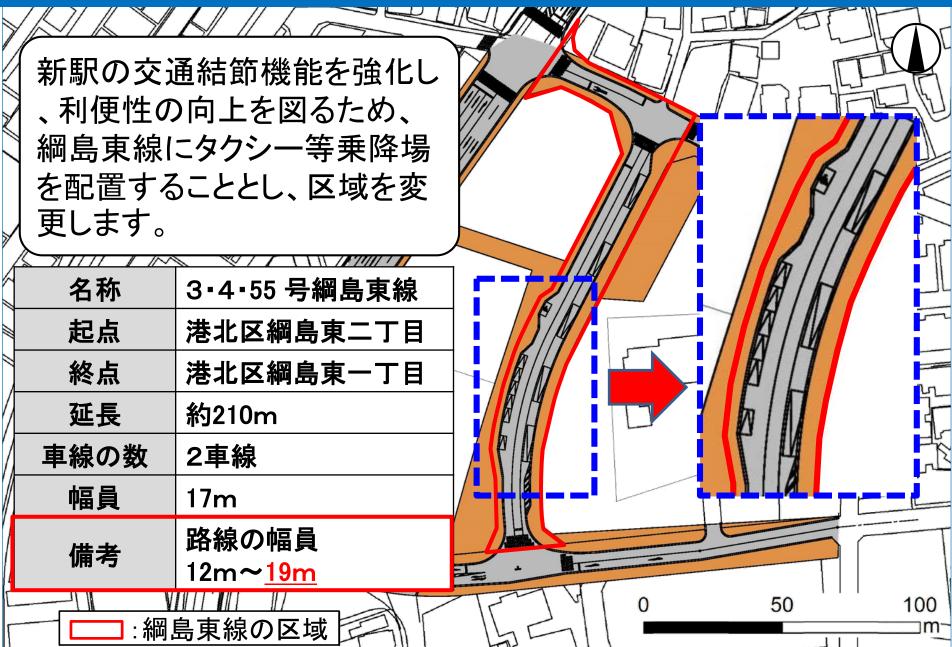
- ① 道路の変更(3・4・55号 綱島東線)
- ② 用途地域の変更
- ③ 高度地区の変更
- ④ 防火地域及び準防火地域の変更
- ⑤ 緑化地域の変更
- ⑥ 地区計画の変更(綱島東一丁目地区地区計画)

- ① 道路の変更
 - (3 4 55号 綱島東線)
- ② 用途地域の変更
- ③ 高度地区の変更
- ④ 防火地域及び準防火地域の変更
- ⑤ 緑化地域の変更
- ⑥ 地区計画の変更(綱島東一丁目地区地区計画)

綱島東線 (変更前)

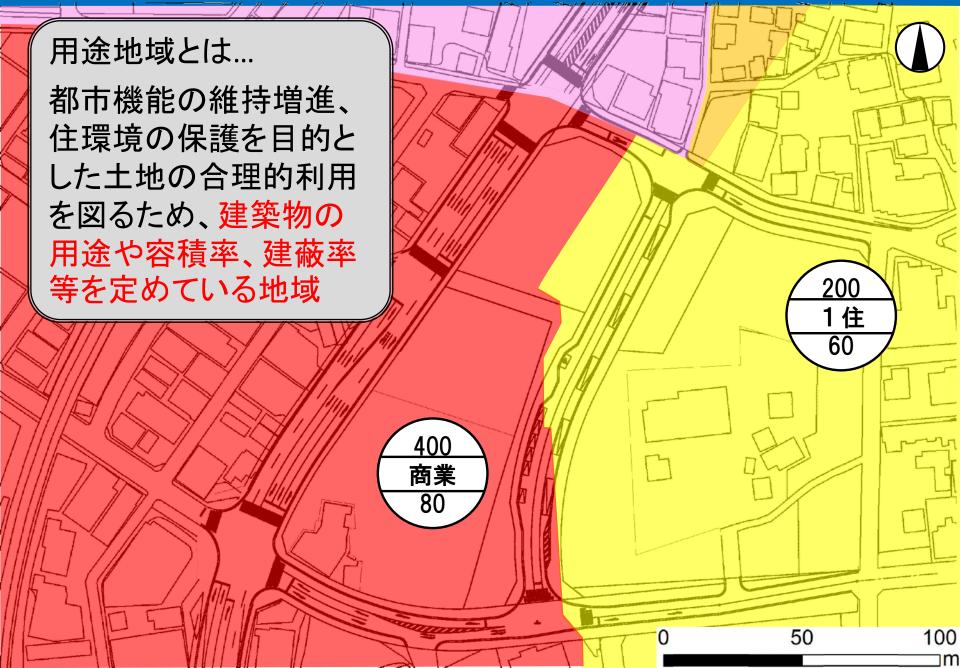


綱島東線(変更後)

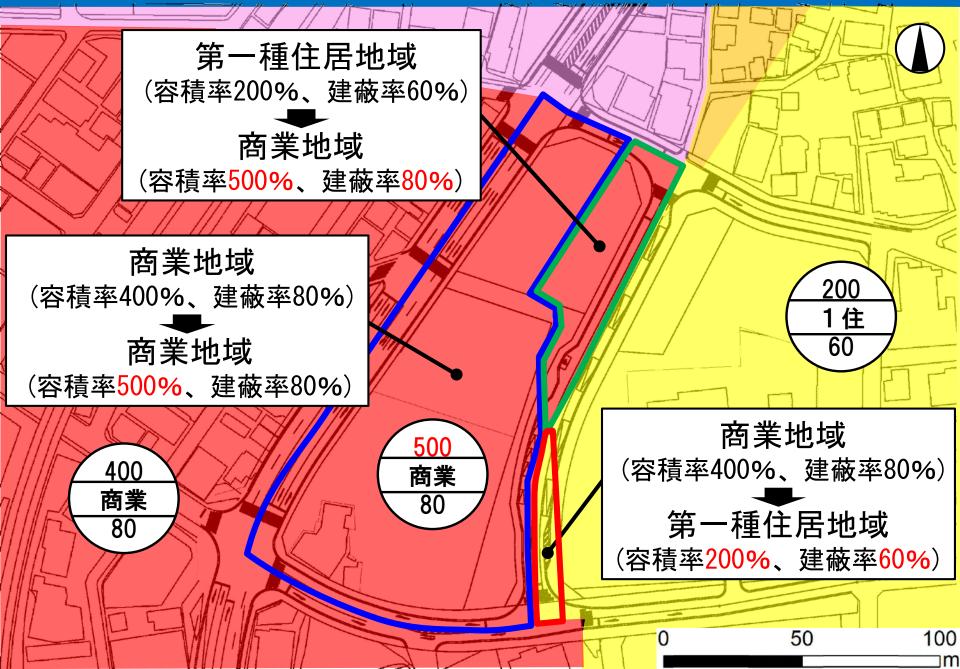


- ① 道路の変更(3 4 55号 綱島東線)
- ② 用途地域の変更
- ③ 高度地区の変更
- 4 防火地域及び準防火地域の変更
- ⑤ 緑化地域の変更
- ⑥ 地区計画の変更(綱島東一丁目地区地区計画)

用途地域(変更前)

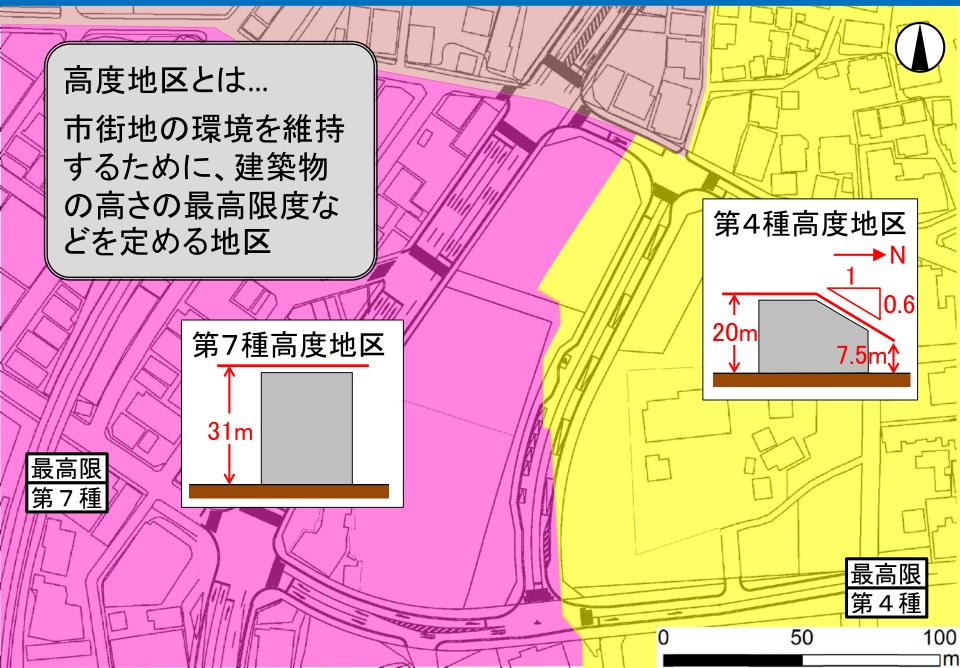


用途地域(変更後)

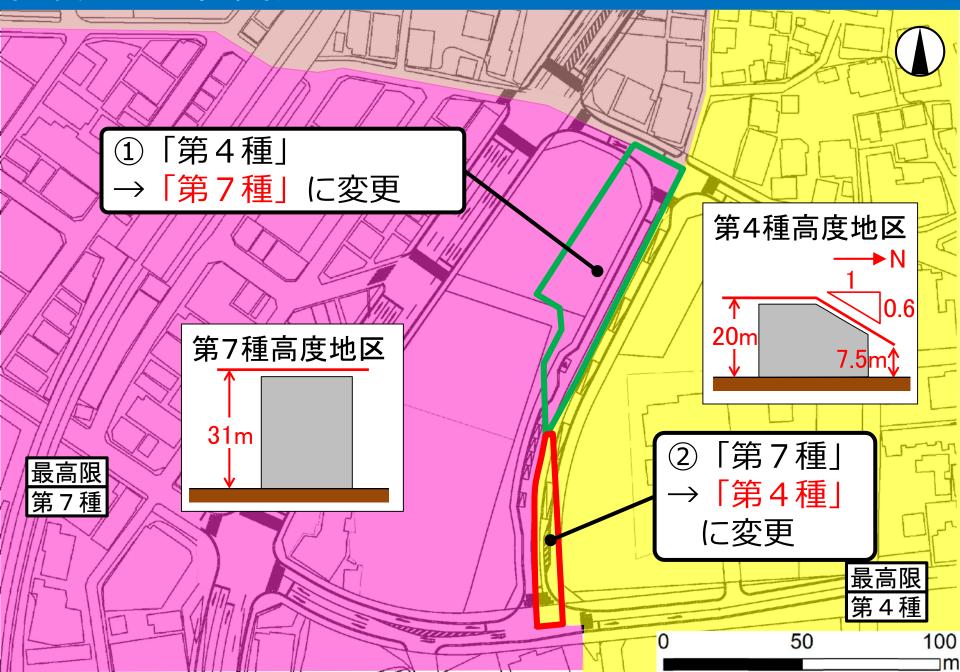


- ① 道路の変更(3 4 55号 綱島東線)
- ② 用途地域の変更
- ③ 高度地区の変更
- 4 防火地域及び準防火地域の変更
- ⑤ 緑化地域の変更
- ⑥ 地区計画の変更(綱島東一丁目地区地区計画)

高度地区(変更前)



高度地区(変更後)

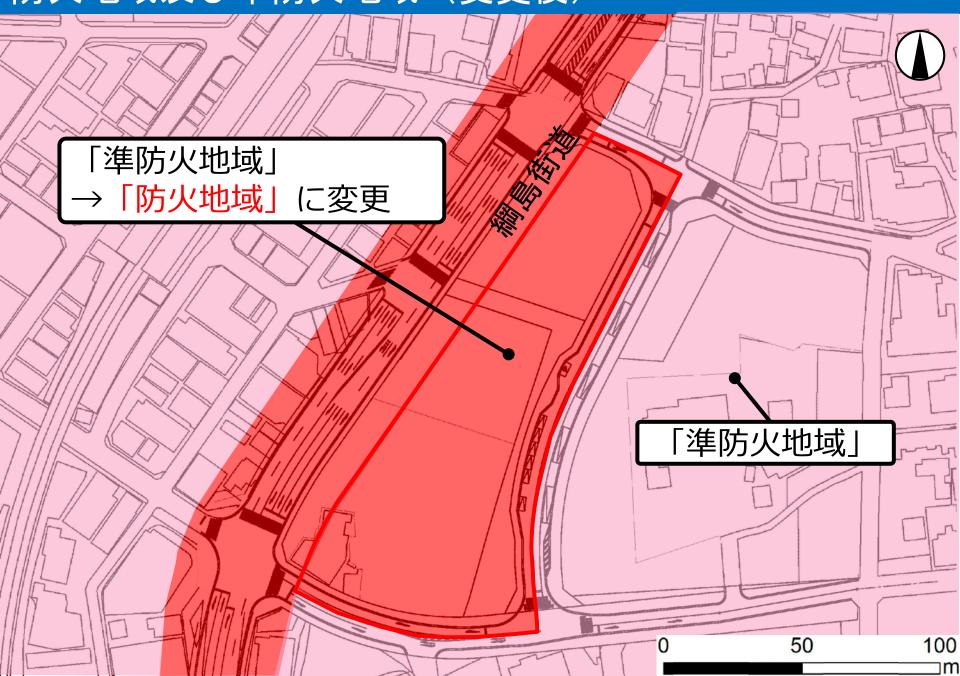


- ① 道路の変更(3 4 55号 綱島東線)
- ② 用途地域の変更
- ③ 高度地区の変更
- ④ 防火地域及び準防火地域の変更
- ⑤ 緑化地域の変更
- ⑥ 地区計画の変更(綱島東一丁目地区地区計画)

防火地域及び準防火地域(変更前)

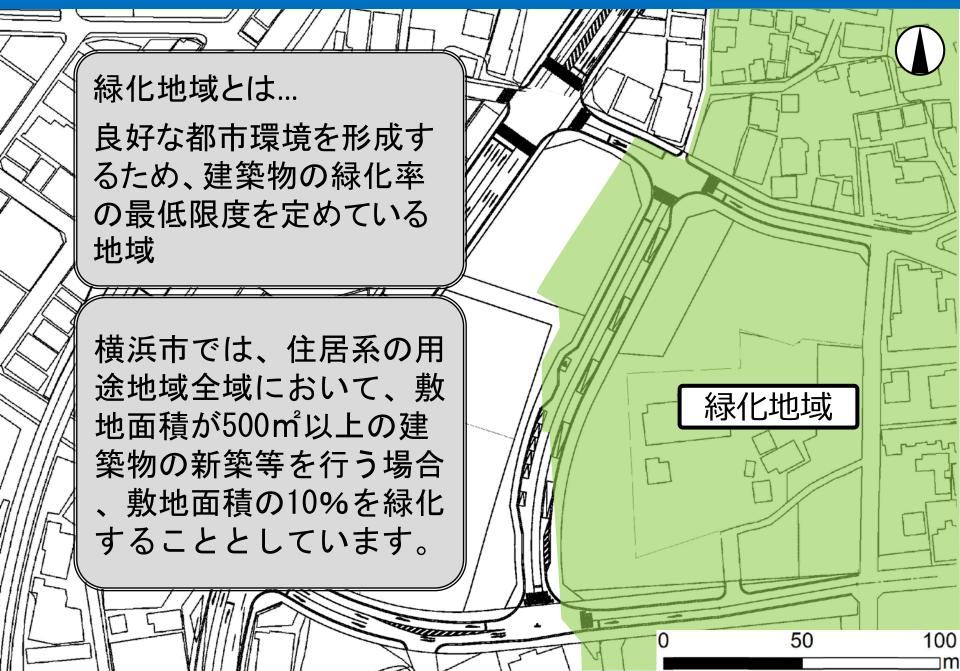


防火地域及び準防火地域(変更後)

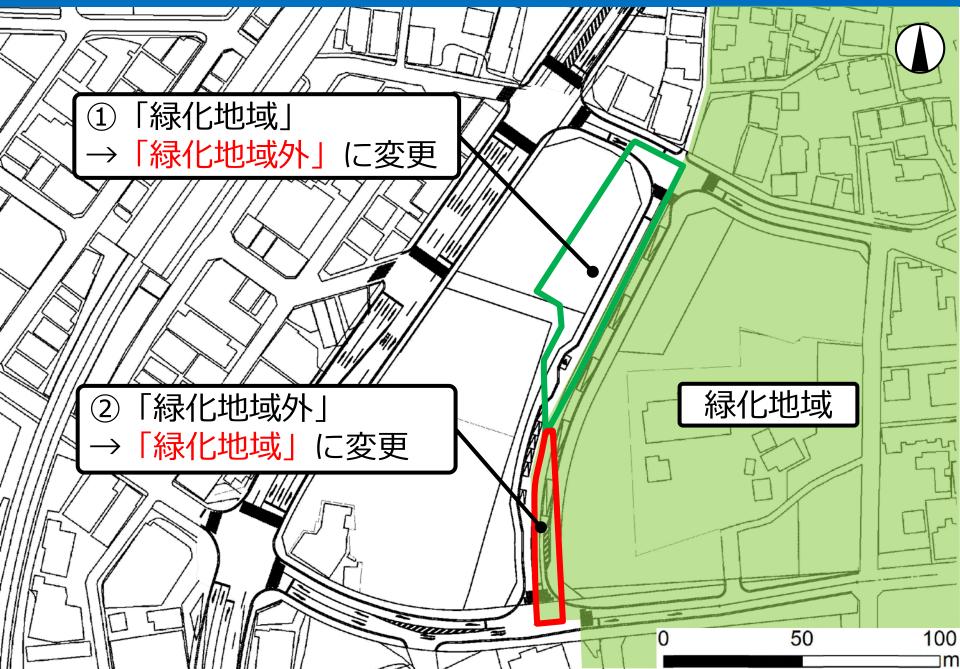


- ① 道路の変更(3 4 55号 綱島東線)
- ② 用途地域の変更
- ③ 高度地区の変更
- 4 防火地域及び準防火地域の変更
- ⑤ 緑化地域の変更
- ⑥ 地区計画の変更(綱島東一丁目地区地区計画)

緑化地域(変更前)







- ① 道路の変更(3 4 55号 綱島東線)
- ② 用途地域の変更
- ③ 高度地区の変更
- ④ 防火地域及び準防火地域の変更
- ⑤ 緑化地域の変更
- ⑥ 地区計画の変更(綱島東一丁目地区地区計画)

地区の特性に応じて、建築物の用途、 建ペい率・容積率、高さ等の制限や、 道路、広場などについて、きめ細かく 定める、

「地区レベルの都市計画」

※定めたルールは、その地区計画の 区域内のみに適用されます。

- |〇 地区計画の目標
- 〇 区域の整備、開発及び保全に関する方針
 - 土地利用の方針
 - -・地区施設の整備の方針
 - 建築物等の整備の方針
 - 緑化の方針
- 〇 地区整備計画
 - ・地区施設の配置及び規模
 - ・建築物等に関する事項

- 用途の制限
- 敷地面積の最低限度
- 壁面の位置の制限
- ・高さの最高限度
- 形態意匠の制限
- 緑化率の最低限度

現在の地区計画(H28年9月 都市計画決定)

〇 地区計画の目標

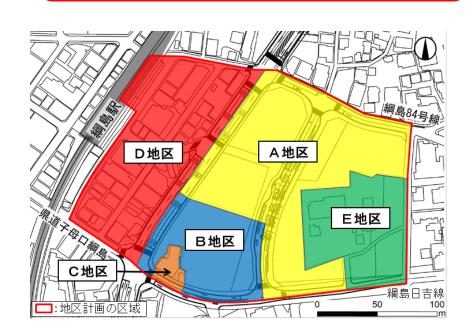
〇 区域の整備、開発及び保全に関する方針

- ・ 土地利用の方針
- ・ 地区施設の整備の方針
- 建築物等の整備の方針
- 緑化の方針

- ・A地区からE地区までの方針を 定めた
- ・広場や歩道状空地等の配置及び規模
- ・再開発事業のB地区のみ建築物等に 関する事項を定めた

〇 地区整備計画

- ・地区施設の配置及び規模
- ・建築物等に関する事項
 - ・用途の制限
 - 壁面の位置の制限
 - ・高さの最高限度
 - ・ 形態意匠の制限
 - 緑化率の最低限度



地区計画の変更の全体像

〇 地区計画の目標

文言の一部修正

- 〇 区域の整備、開発及び保全に関する方針
 - ・土地利用の方針
 - ・地区施設の整備の方針
 - ・・建築物等の整備の方針
 - 緑化の方針
- 〇 地区整備計画
 - 地区施設の配置及び規模
 - 建築物等に関する事項
 - ・用途の制限
 - 壁面の位置の制限
 - ・高さの最高限度
 - ・ 形態意匠の制限
 - ・緑化率の最低限度

- ・歩行者軸の形成の追加
- ・A地区の一部をF地区とし、それ ぞれの方針を変更
- ・広場や歩道状空地等の変更
- ・A地区及びF地区の建築物等に 関する事項の追加 など



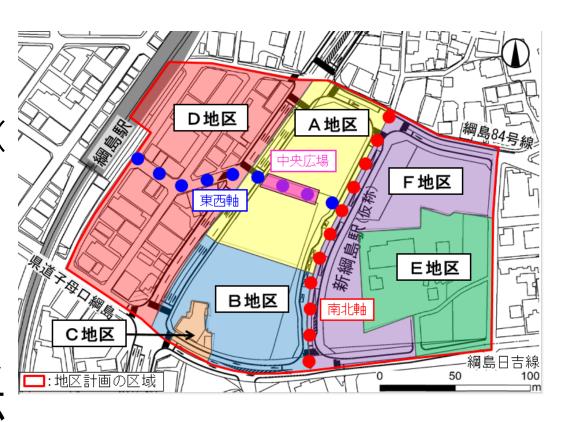
駅周辺の利便性の向上と安全な歩行者空間の整備、立地特性を生かした土地利用を誘導し、SDGs未来都市・横浜にふさわしい持続可能な魅力あるまちづくりを推進することを目標とする。

SDGs(持続可能な開発目標)とは、、、

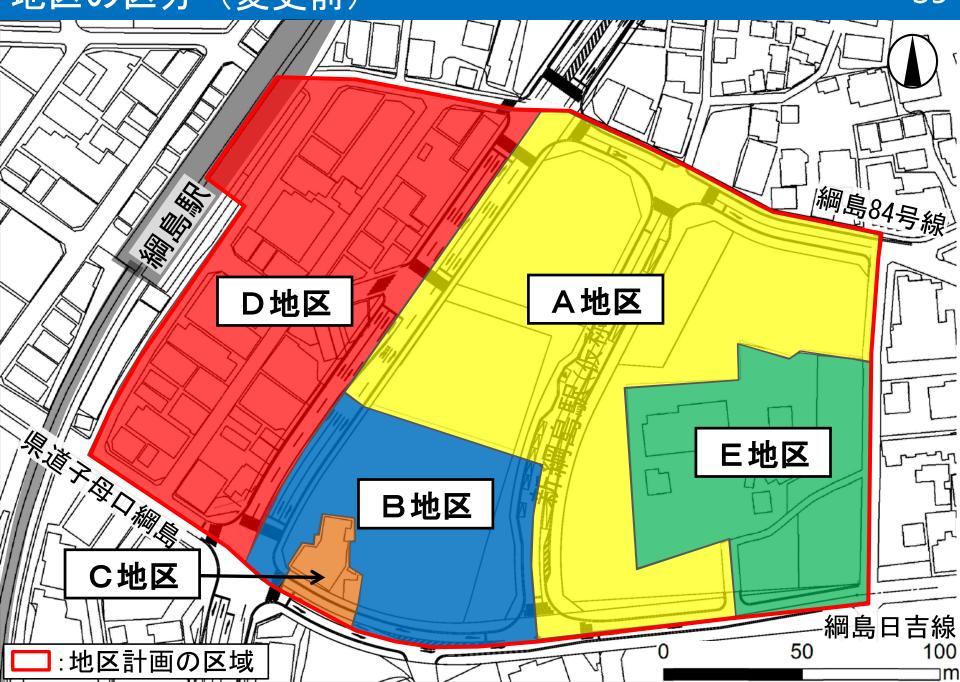
2015年9月の国連サミットで採択された「誰一人取り 残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実 現のため、2030年を年限とした17の国際目標

【追加する内容】

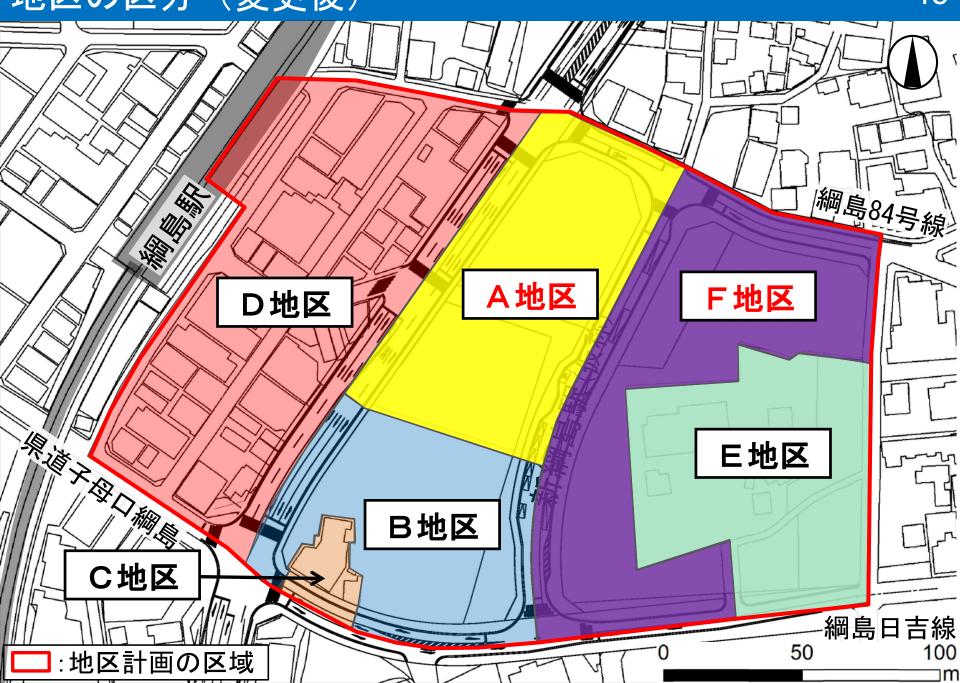
本地区内に、綱島駅 東口の駅前と新綱島駅 (仮称)の駅前を結ぶ軸(東西軸)と綱島東線上 の軸 (南北軸)の2つ の歩行者軸を形成し、 地区内で新たな人の流 れを創出する。また、本 地区の中央部に中央広 場を配置するほか、歩 行者軸と連携して複数 の広場を整備する。





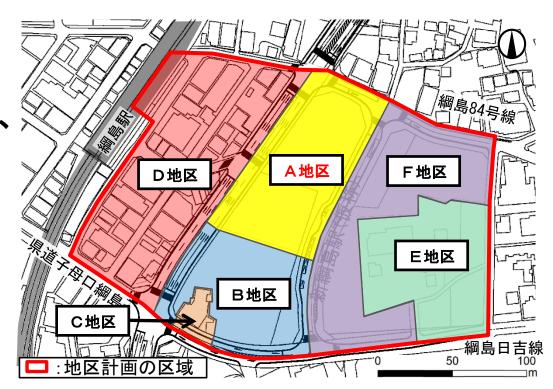






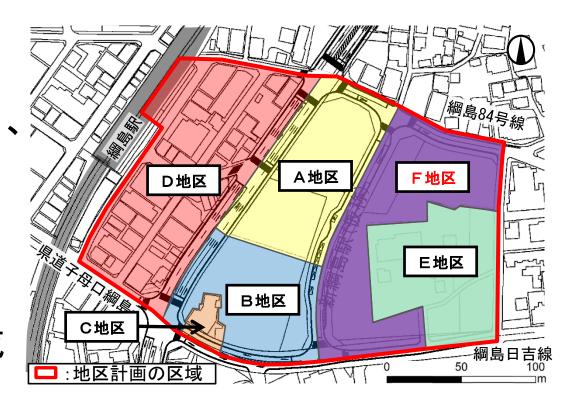
【A地区(変更)】

土地区画整理事業により、 新駅周辺の都市基盤を 整備し、二つの駅に挟ま れた利便性を生かして、 商業、業務、都市型住宅 等の機能集積を図る。

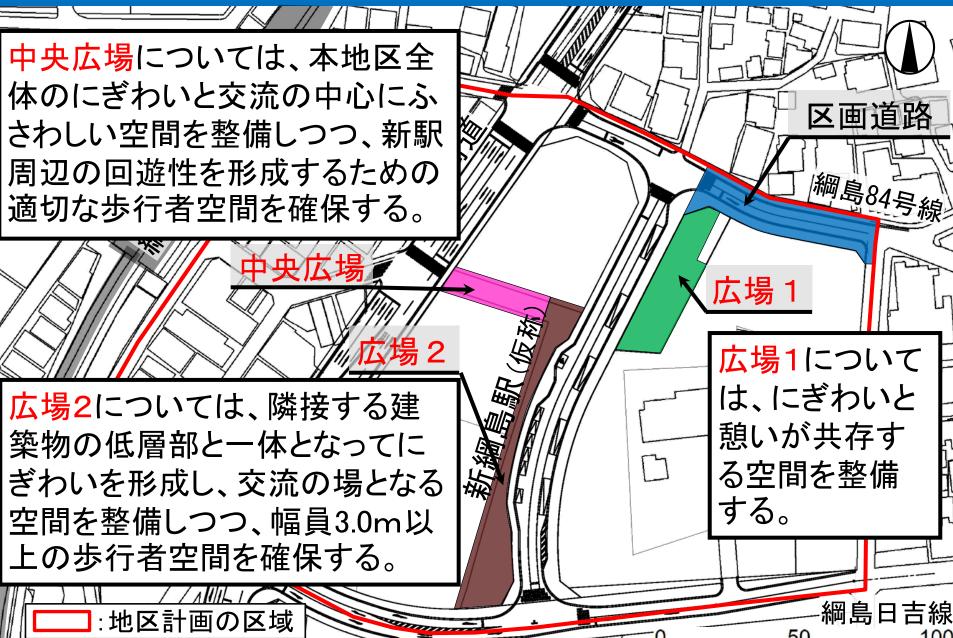


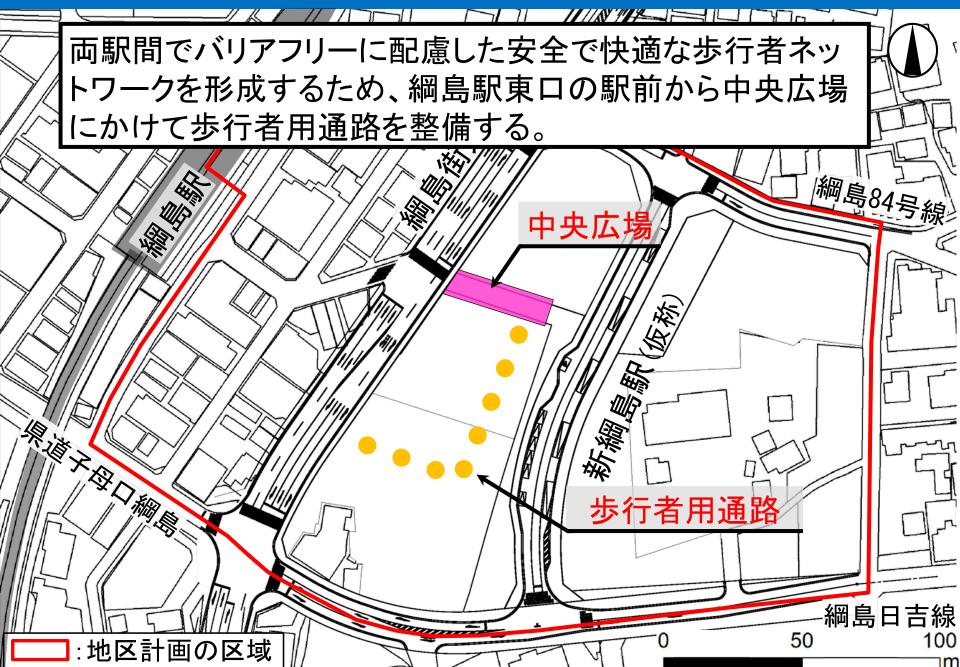
【F地区(追加)】

土地区画整理事業により、 新駅周辺の都市基盤を 整備し、A地区及びB地 区と一体となって歩行者 軸沿いのにぎわいを形成 しつつ、E地区及び周辺 住宅地と調和した店舗、 事務所、住宅等の立地を 図る。



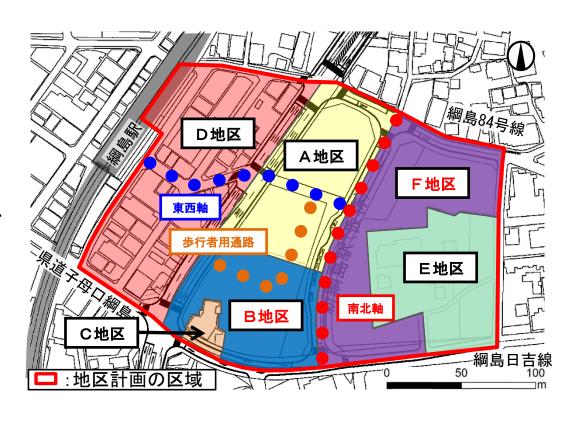
地区施設の整備の方針 1





【追加する内容】

駅前拠点にふさわしいに ぎわいを創出するため、 A地区及びB地区の建築 物は、歩行者軸及び歩行 者用通路に面する低層 部に商業・業務施設を誘 導する。また、F地区南側 の建築物は、南北軸に面 する低層部に店舗、事務 所等を誘導する。



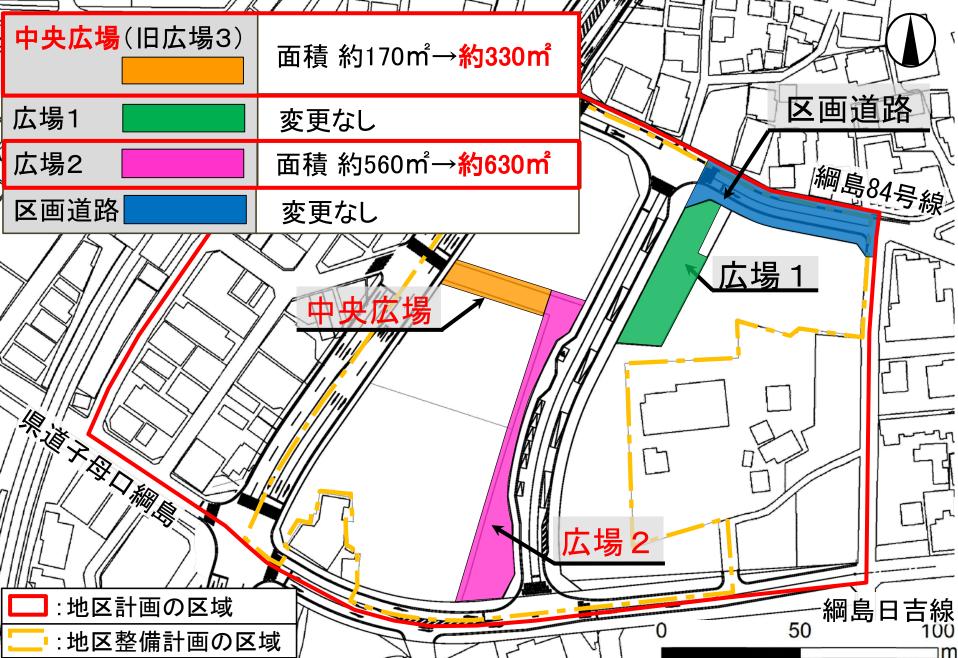
新駅立地に伴う新たな街の顔にふさわしい景観を形成するため、 A地区、B地区及びF地区の建築物は、景観的調和を図りつつ、 南北軸に面する低層部のにぎわいを創出する形態意匠とする。

【追加する内容】

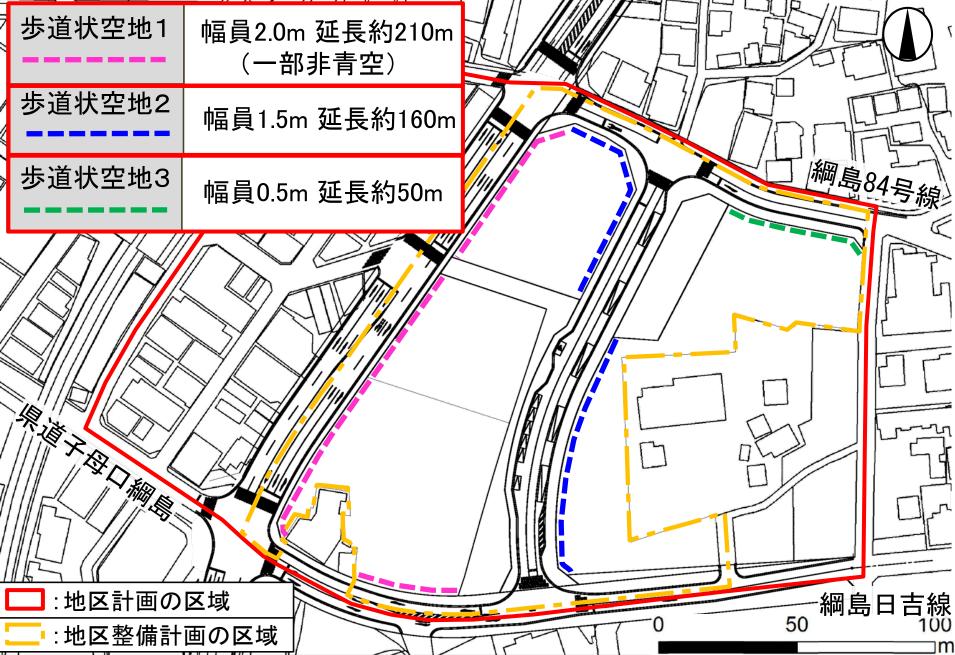
- 東西軸及び南北軸沿い において、季節を感じさ せる多様な植栽やシン ボルツリーの配置など、 にぎわいある緑化空間 を創出する。
- F地区においては、E地区の緑地、農地等の地域資源に隣接していることを踏まえ、量感のある樹木を用いるなど、沿道部を中心に連続性のある緑化空間を創出する。



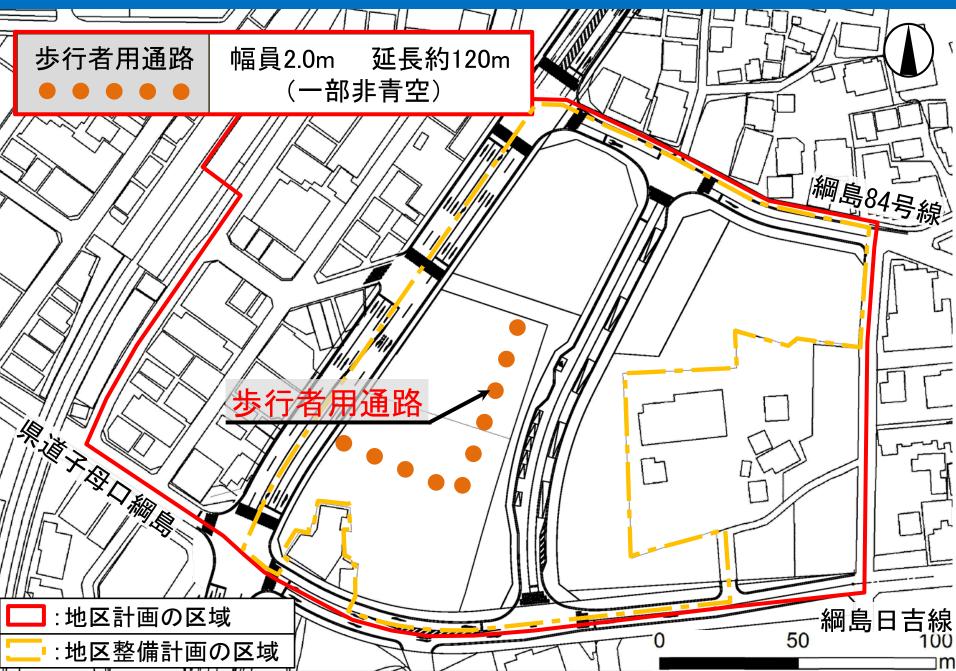
地区施設の配置及び規模(広場及び区画道路)



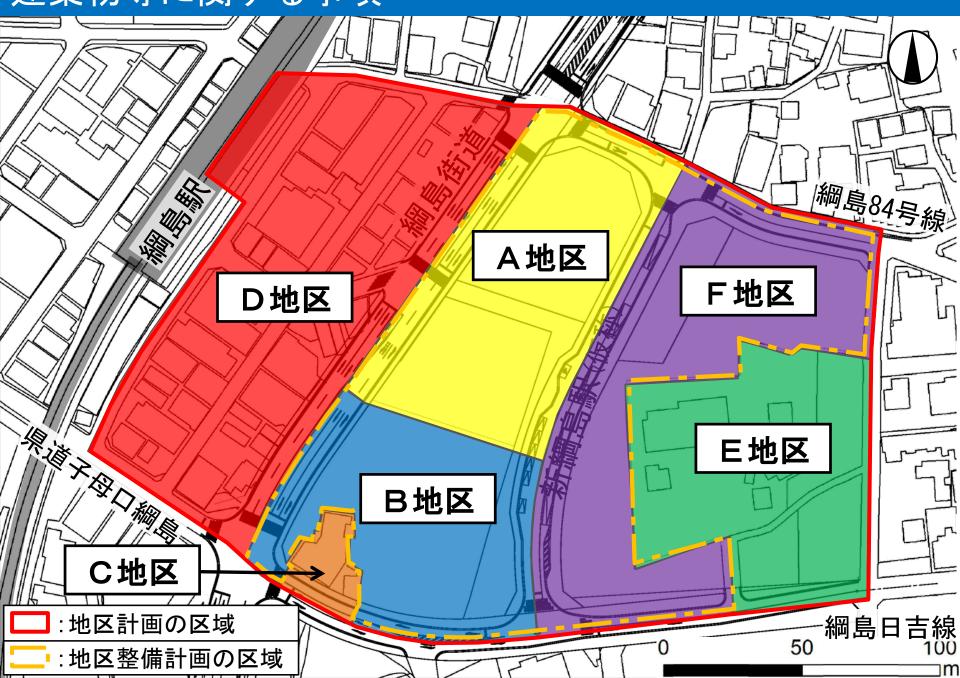
地区施設の配置及び規模(歩道状空地)



地区施設の配置及び規模(歩行者用通路)







次に掲げる建築物は、建築して はならない

- 1階を住居の用に供するもの※
- 個室付浴場業に係る公衆浴場
- 自動車教習所
- 危険物の貯蔵又は処理に供する
- もの※

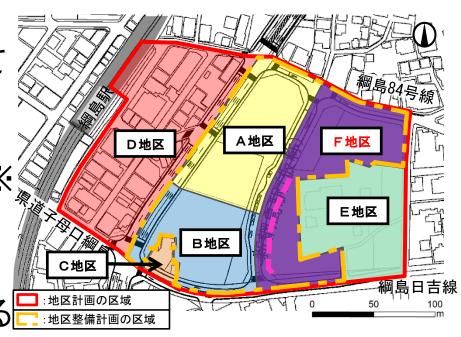
※除外規定あり



次に掲げる建築物は、建築して はならない

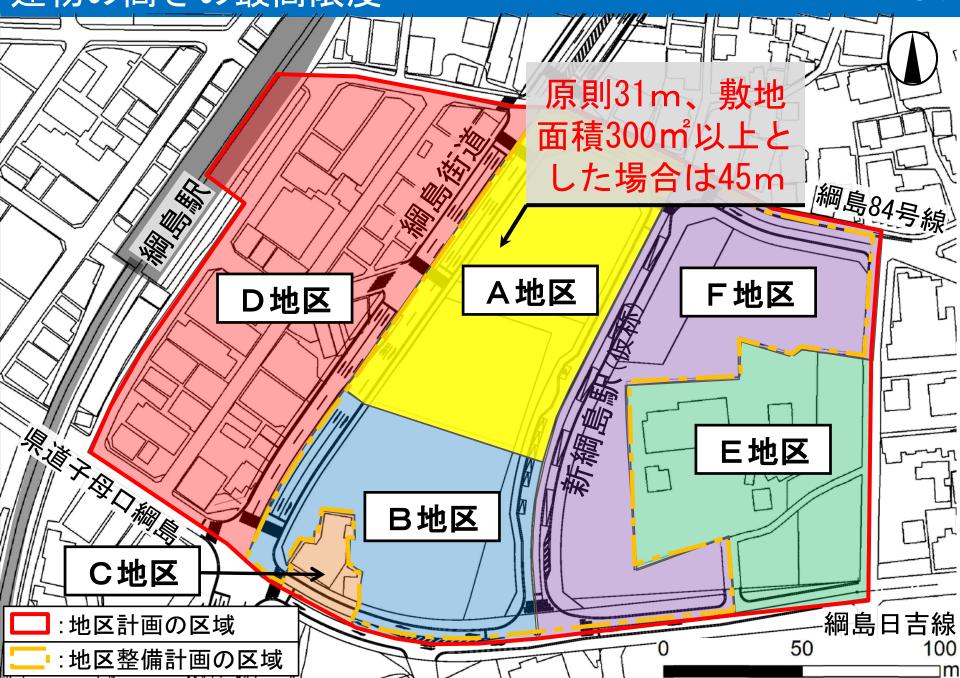
- 1階を住居の用に供するもの※ (道路境界線アに接する敷地)
- 自動車教習所
- 危険物の貯蔵又は処理に供する
- もの※

※除外規定あり



---:道路境界線ア





建築物等の形態意匠の制限(ABF地区共通)

周囲への景観的調和に配慮するため、建築物の色彩は、周囲の建築物の色彩と調和したものとすること。

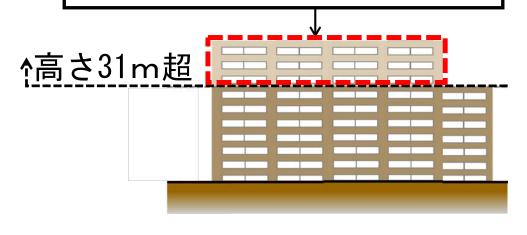


建築物等の形態意匠の制限(AB地区共通)

高さが31mを超える建築物は、 建築物の高さが31m以下の部分 で色彩による分節をし、高層部の 基調色は低層部の基調色よりも 明度の高い色彩とすること。

※B地区は規定済み

31mを超える部分の明度を高く





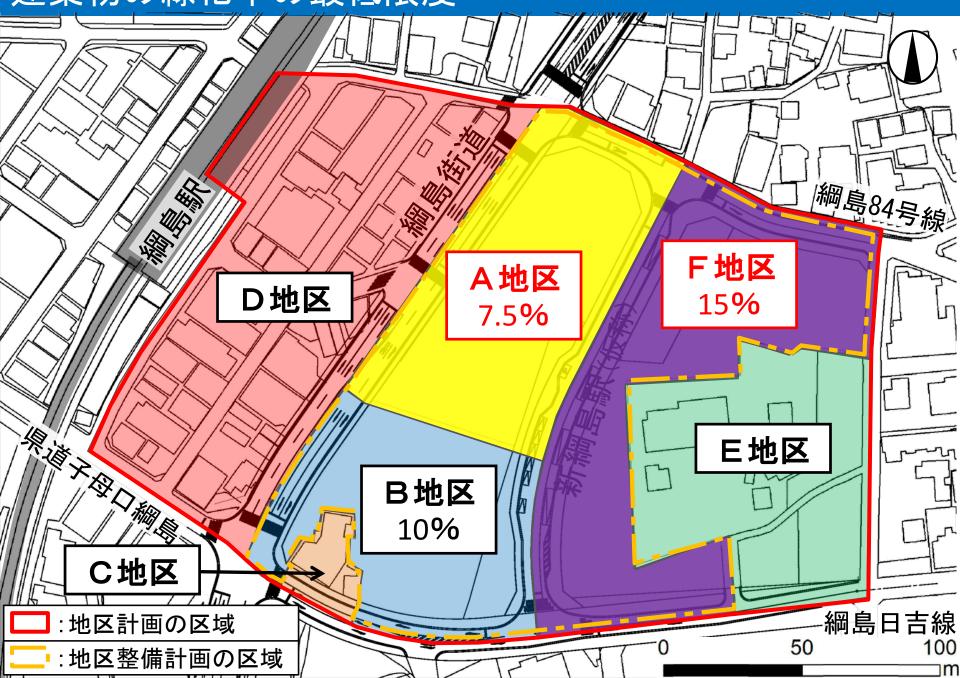
建築物等の形態意匠の制限(B地区のみ)

- 建築物の壁面による長大感を 軽減するため、柱等のデザイン や色彩等によって壁面を分節す る形態意匠とすること。
- 建築物の広場2に面する1階部分は、開口部を設けるなど建築物内部の活動やにぎわいが望めるような形態意匠とすること。



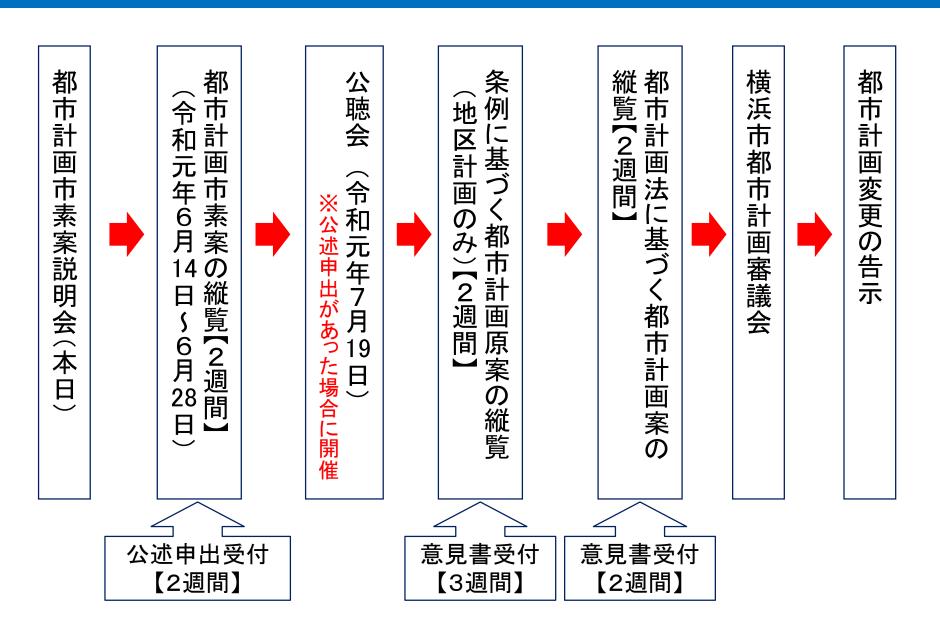
※公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物については、次の規定は適用しない。

建築物の緑化率の最低限度



4 今後の都市計画手続

今後の都市計画手続



●都市計画市素案の縦覧

期	間	令和元年6月14日(金)~6月28日(金) (土・日を除く 午前8時45分~午後5時15分)
場	所	建築局都市計画課 都市整備局綱島駅東口周辺開発事務所

- ※港北区役所区政推進課で「都市計画市素案の写し」を閲覧できます。(受付時間 午前8時45分~午後5時まで)
- ※都市計画課ホームページで「都市計画市素案の概要」をご覧になれます。
- ●公聴会(※公述の申出があった場合に開催します。)

日	時	令和元年7月19日(金) 午後7時開始	
場	所	綱島地区センター 体育室	

●公述の申出

関係住民及び利害関係人は、公述の申出ができます。

申	出	期	間	令和元年6月14日(金)~6月28日(金) (土・日を除く 午前8時45分~午後5時15分)
申	出	方	法	 書面(郵送又は持参) 指定の公述申出書(都市計画課窓口やホームページ等で入手可)に記入の上、 建築局都市計画課へ【6月28日(金)必着】 電子申請 都市計画課ホームページから手続可能 【6月28日(金)午後5時15分まで】 ※メンテナンス期間中(不定期)は利用不可
申出多数の場合				10名を超える場合、抽選を行います。

※公聴会の開催の有無については、7月2日(火)以降に 都市計画課ホームページ又は都市計画課までお電話等でご確認ください。 ●都市計画及び事業の内容について

横浜市 都市整備局 綱島駅東口周辺開発事務所 (港北区綱島西1-8-9 福岡ビル501号室) 電話: 045-531-9603

●都市計画手続について

横浜市 建築局 都市計画課 (中区相生町3-56-1KDX横浜関内ビル14階) 電話: 045-671-2657

御清聴、ありがとうございました。